

まなぶ

とうきょうとしょうがいしゃさべつかいしょうじょうれい まな 東京都障害者差別解消条例を学ぼう

とうきょうとしょうがいしゃ りかいそくしんおよ さべつかいしょう すいしん かん しょうれい
東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

お互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きていく社会を目指し、
差別をなくしていく仕組み(条例)が話し合われました。「東京都障害者への理解
促進及び差別解消の推進に関する条例(東京都障害者差別条例)」は、平成30年
6月の都議会で決まり、同じ年の10月1日からスタートしました。
障害を理由とする差別をなくし、障害があってもなくても協力し合う社会を
つくっていくことが条例の目的です。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法と
とうきょうとさべつかいしょうじょうれい
東京都差別解消条例との
ちが
違いは？なんだろう。

さべつかいしょう とりく
差別解消の取組みをより
すす
進めるために、合理的配慮の
ていきょう ぎむ か
提供が義務化されたことが
おお ちが
大きな違いです。



		しょうがいしゃ さべつかいしょうほう 障害者差別解消法		とうきょうと さべつかいしょう 東京都差別解消 しょうれい 条例
だいしょう 対象になるところ		やく しょ 役所	かいしゃ やおみせ 会社やお店	かいしゃ やおみせ 会社やお店
まも 守ること	ふとう さべつてき 不当な差別的 とりあつか 取扱い	してはいけない	してはいけない	してはいけない
	ごうりてき はいりよ 合理的配慮の ていきょう 提供	しなければならぬ	するように努力する	しなければならぬ

★ しょうがいしゃ さべつかいしょうほう くに き
障害者差別解消法は国の決まりで、とうきょうと さべつかいしょうじょうれい
東京都差別解消条例は、とうきょうと き
東京都の決まりです。

ごうりてき はいりよ ていきょう 合理的配慮の提供とは？

しょうがい ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく ばめん かんきょう こま てだす
障害のある人が、日常生活や社会生活を送る場面や環境で、困っていることや手助け
してほしいことがあった時、できることを話しあひ、こべつ ちょうせい たいおう
個別の調整や対応をすることです。
しょうがい とくせい あ むずか ことば わ ひょうげん お しゅわ てんじ
障害の特性に合わせて、難しい言葉を分かりやすい表現に置きかえること、手話や点字で
つた
伝えること、漢字にルビをふることなどが、ごうりてき はいりよ ていきょう
合理的配慮の提供といえます。

とうきょうと しょうがいしゃ さべつじょうれい 東京都障害者差別条例の

おお とくちょう ぜんぶ
大きな特徴は全部で3つあります。

- ① 合理的配慮の提供を義務化した。
 - ② 問題解決の仕組みができた。
 - ③ 相談員が新たに配置された。
- ②と③は、次号でお伝えします。

とうきょうとさべつかいしょうじょうれい
東京都差別解消条例は、まだ、はじめ
ばかりです。条例をもっと知るためにも
仲間と話をしてみてください。
「これって、なんだかおかしい??」と
感じたら、支援者や家族に聞いてみよう。

